

## 民 事 訴 訟 法 (50 点)

以下の<設例>に関する問1～3に答えなさい。

<設例> 自然人であるXは、建築業を営むY株式会社（その本店所在地は京都市）を被告として、不法行為に基づく損害賠償として、500万円の支払を求めて京都地方裁判所に訴えを提起した。Xの訴状には、Yの従業員Aが事務連絡のために工事現場に向かう際に運転していた自転車とXが接触して、Xは右の大腿部を骨折した旨が記載されている。この訴状は、商業登記簿にYの代表取締役として記録されているBに送達された。第1回口頭弁論期日において、BがYの代表者として出席し、「Xが主張する接触事故が起きたことと、AがYの従業員であることは認めるが、事故の際Aは私用でA所有の自転車を運転していた」と陳述した。

問1 Xは、事故当時のAの勤務状況や自転車の所有関係を明らかにするために、AとBの尋問を行いたいと考えている。AとBのそれぞれの尋問を行うべき証拠調べの手続の種類を説明しなさい。

問2 第1回口頭弁論期日の直後に、Bが急死し、新たにCがYの代表取締役に選任された。このことが、XY間の訴訟手続にどのような影響を及ぼすか、説明しなさい。

問3 Xは、<設例>で述べたXY間の訴訟事件（前訴事件）が京都地方裁判所に係属中に、Aに対しても、同じ事故を原因とする不法行為による損害賠償として500万円の支払を求める訴え（後訴）を、Aの住所地を管轄する大阪地方裁判所に提起した。後訴事件の第1回口頭弁論期日において、Aは、「後訴は、XがYに対して京都地方裁判所に提起した前訴と、重複起訴の関係に立つので、後訴は却下されるべきである」との陳述をした。後訴事件の受訴裁判所は、このAの陳述に対してどのように応答すべきか、検討しなさい。